

令和9年度

税制及び税務行政に関する

意見書（建議書）

関東信越税理士会

# 令和9年度税制及び税務行政に関する意見書（建議書）

## 目 次

I. 基本的な考え方	1
II. 意見書の構成	1
III. 令和9年度税制及び税務行政に関する意見項目	
(i) 税制に関する意見—42項目	
1 所得税法関係（12項目）	
(1) 雑損控除のうち「特定非常災害により生じた損失」については、「盗難又は横領により生じた損失」と区分するとともに、この「特定非常災害により生じた損失」の控除の順番を他の所得控除を行った後の所得金額から控除すること（継続）	2
(2) 所得税の準確定申告の申告期限に宥恕規定を設けること（継続）	2
(3) 納期特例制度は承認申請ではなく届出とし、届出月から納期の特例を認めること（新規）	2
(4) 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期限を後ろにずらすこと（継続）	3
(5) 年末調整制度について、年末調整手続き後に、扶養是正の行政指導がなされた場合に、当該従業員本人が確定申告によって是正を行うこと（継続）	3
(6) 医療費控除を廃止又は大幅に縮減すること（継続）	4
(7) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること（継続）	4
(8) 控除対象扶養親族については、扶養親族のうち、その年の翌年4月1日現在の年齢が16歳以上の者とし、特定扶養親族については、控除対象扶養親族のうち、その年の翌年4月1日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者とすること（継続）	5
(9) 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること（継続）	5
(10) 土地建物の譲渡所得の計算における5%概算取得費の見直しをすること（継続）	5
(11) 被相続人の居住用財産を譲渡したときの特別控除の特例（空き家譲渡の特例という）について、夫婦共に老人ホーム等に入居した後に亡くなった場合も適用対象とすること（新規）	6
(12) 事業に専従する親族への適正対価は、必要経費として認めること（継続）	7
2 相続税法関係（8項目）	
(1) 相続税・贈与税申告における非上場株式等の課税特例として、80%評価減制度を創設すること（継続）	7
(2) 障害者控除の扶養義務者からの控除については任意適用（障害者控除対象者の同意を必要とする事を申告要件）とすること（新規）	8

- (3) 2割加算の対象から、法定相続人である兄弟姉妹とその代襲相続人を外すこと (継続) . . . . . 8
- (4) 法定耐用年数を経過した家屋の評価減を設けること (継続) . . . . . 9
- (5) 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書では、開示請求者は開示対象者から除外されているため、開示請求者も開示対象者に含めることを可能とすること、及び開示内容を見直すこと (継続) . . . . . 9
- (6) 贈与財産の加算制度の適用を受けたものについても、配偶者の税額軽減の適用を認めること (継続) . . . . . 9
- (7) 相続開始前の贈与加算について各年基礎控除範囲内の贈与分を除くこと (継続) . . 10
- (8) 事業承継税制の猶予免除規定に、「(特例)経営承継期間後、15年間保有し、かつ事業を継続していた場合には猶予されている税額を全て免除する」という規定を追加すること (新規) . . . . . 10

### 3 法人税法関係 (3項目)

- (1) 役員給与と損金算入規定等について見直すこと (継続) . . . . . 10
- (2) 受取配当金等は全額益金不算入にすること (継続) . . . . . 10
- (3) 設立初年度の役員報酬の決定時期を柔軟にすること (新規) . . . . . 11

### 4 消費税法関係 (5項目)

- (1) 消費税の非課税となる取引の範囲を見直すこと (継続) . . . . . 11
- (2) 軽減税率制度を廃止し、単一税率制度とすること (継続) . . . . . 12
- (3) 適格請求書発行事業者の登録を取りやめたい場合には、登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとすべきである。括弧書き「15日前の日」という文言を削除すること (継続) . . . . . 12
- (4) 適格請求書等の保存を要しない課税仕入れの範囲を3万円未満とすること (継続) . 12
- (5) 消費税の準確定申告の申告期限に宥恕規定を設けること (継続) . . . . . 13

### 5 その他の国税関係 (2項目)

- (1) 印紙税を廃止すること (継続) . . . . . 13
- (2) 相続及び贈与による土地及び建物の所有権移転登記に係る登録免許税を軽減すること (継続) . . . . . 13

### 6 地方税法関係 (7項目)

- (1) 償却資産に対する固定資産税について、事業用と家事用とで共用している資産に対しては事業専用割合を考慮し、その使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すること (継続) . . . . . 14
- (2) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式について、資本金等が1億円以下の中小法人については、収入割課税を適用除外とし、所得割課税のみにすること (継続) . . . . . 14

- (3) 家屋の評価方法を見直し、実態に即した固定資産税評価額とすること  
(継続) . . . . . 14
  - (4) 外形標準課税を引き続き中小法人に導入しないこと (継続) . . . . . 15
  - (5) 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること  
(継続) . . . . . 15
  - (6) 個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるとともに、課税対象事業の  
範囲を見直し税率の一本化を図ること (継続) . . . . . 15
  - (7) 償却資産税について、国税と同様に1円までの償却を行うこと (新規) . . . . . 15
- 7 所得税法・法人税法共通関係 (3項目)
- (1) 「電話加入権」を減価償却資産とし、減価償却の対象とするか、評価減  
を認めること (継続) . . . . . 16
  - (2) 中小企業向け賃上げ促進税制については税額控除額の上限(調整前  
法人税額の20%)を引き上げること (継続) . . . . . 16
  - (3) 社会保険診療報酬の所得の計算の特例を廃止すること (新規) . . . . . 16
- 8 国際課税関係 (2項目)
- (1) 外国籍の居住者・永住者用源泉徴収票の記載内容を統一すること (継続) . . . . . 17
  - (2) 地方法人税における外国税額控除について、法人税及び法人税割と同様に、  
控除限度超過額及び控除余裕額の繰越控除を認めること (新規) . . . . . 17

(ii) 納税環境整備に関する意見－8項目

- (1) 国税に関する納付書（国税の納付書、所得税徴収高計算書等）が国税庁HP等からダウンロードできるようにすること（継続）・・・18
- (2) 税理士試験の受験資格を完全に撤廃すること（継続）・・・18
- (3) 税理士法を改正し、輸入消費税の税務折衝を認めること（継続）・・・18
- (4) 申告書等閲覧サービスに関して、手続きの簡略化を進めるとともに、申告書等のコピーも認めること（継続）・・・18
- (5) e-Taxによる納税者の税務届出書に関する提出状況を閲覧可能とすること、また、開示請求権を創設すること（継続）・・・19
- (6) 申告書のほか、更正の請求書についても書面添付できるようにすること  
(継続)・・・19
- (7) ダイレクト納付の届出を電子申告でできるようにすること（新規）・・・19
- (8) 地方税の申告納付における、すべての申告書・納付書を全自治体で統一する「地方統一様式」を導入すること（継続）・・・19

## (凡例)

### 〈法令等の略称〉

本文中の解説の根拠となる法令等を（ ）内に表記する場合には次の略称を用いる。

また、条数は「1・2・3」、項数は「①・②・③」、号数は「一・二・三」で表示する。

「通則」……………国税通則法	「財基通」……………財産評価基本通達
「通則令」……………国税通則法施行令	「消法」……………消費税法
「所法」……………所得税法	「消令」……………消費税法施行令
「所令」……………所得税法施行令	「消基通」……………消費税法基本通達
「所規」……………所得税法施行規則	「地法」……………地方税法
「所基通」……………所得税基本通達	「地令」……………地方税法施行令
「法法」……………法人税法	「地法附則」……………地方税法附則
「法令」……………法人税法施行令	「地令附則」……………地方税法施行令附則
「法規」……………法人税法施行規則	「措法」……………租税特別措置法
「法基通」……………法人税基本通達	「措令」……………租税特別措置法施行令
「相法」……………相続税法	「耐令」……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令
「相基通」……………相続税法基本通達	
「財基通」……………財産評価基本通達	

## I. 基本的な考え方について

税理士法第 49 条の 11（建議等）において「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」と規定され、税理士法第 49 条の 15（税理士会に関する規定の準用）に基づき、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という）では、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目的として、各税理士会から意見を集約し、税制改正及び税務行政に関する建議書を取りまとめている。関東信越税理士会（以下、「本会」という）においては、同建議書の作成のために毎年日税連へ意見書（建議書）を取りまとめ提出している

なお、意見書は下記の観点に基づき作成している。

- ① 担税力に即した公平な税負担
- ② 中立的で簡素な税制
- ③ 合理的な事務負担
- ④ 時代の変化に適合する税制
- ⑤ 税務行政の透明性と適正な手続

## II. 意見書の構成

「本会」の意見項目は、所属する会員から毎年 9 月末日を目途に意見収集し、提出された意見を基にして本会調査研究部において取りまとめを行い、理事会における審議を経て公表している。なお、「税制改正大綱」等に取り上げられた項目や詳細な検討の上で新たな意見形成が必要な項目については、意見書への掲載を見合わせている。

令和 9 年度税制及び税務行政に関する要望として会員から 246 項目の意見が提出され、そのうち 50 項目を採用し、「税制に関する意見－42 項目」、「納税環境整備に関する意見－8 項目」に大別した上で税制に関しては各税目に分類している。

### Ⅲ. 令和9年度税制及び税務行政に関する意見項目

#### (i) 税制に関する意見 -42 項目

##### 1 所得税法関係

- (1) 雑損控除のうち「特定非常災害により生じた損失」については、「盗難又は横領により生じた損失」と区分するとともに、この「特定非常災害により生じた損失」の控除の順番を他の所得控除を行った後の所得金額から控除すること  
(所法 70、71、71 の 2、72、87) (継続)

(理由及び意見)

現行の雑損控除では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしている。しかし、災害による損失は、それ以外による損失よりも多額になることが多く、生活基盤である資産に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではない。このため、まず、他の所得控除を先に行い控除後の所得金額から「特定災害により生じた損失」による控除を行うことで、控除残については翌年以降に繰り越すものとし、災害による担税力の喪失を最大限に勘案するべきである。

- (2) 所得税の準確定申告の申告期限に宥恕規定を設けること (所法 124、125)

(継続)

(理由及び意見)

準確定申告の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内であるが、相続人等が国外など遠隔地に居住することも珍しくなくなっているのが現状であり、申告期限までに申告納税を行うことが困難となる場合が増加している。申告期限までに申告納税ができない一定の理由がある場合には、準確定申告の期限を相続開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内まで延長できる規定を設けるべきである。

また、この場合において、被相続人の事業を引き継いだ相続人の相続開始があった年分の所得税の確定申告期限を翌年3月15日と相続税の申告期限のいずれか遅い日とする特例を設けるべきである。

- (3) 納期特例制度は承認申請ではなく届出とし、届出月から納期の特例を認めること (所法 216、217) (新規)

(理由及び意見)

納期特例制度を承認申請ではなく届出とし、当該届出月から適用すべきである。また、個人事業の新規開業者及び新設法人については、「開業届」又は「設立届」が法定期限までに提出された場合には、開業又は設立の日から認めるべきである。

#### **(4) 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期限を後ろにずらすこと**

**(所法 120、122、123、190) (継続)**

(理由及び意見)

##### **① 年末調整の実施時期等**

年末調整は、その年の最後の給与支払時に行うこととされている。しかし、配偶者や扶養親族の所得が確定していないことによる見込み計算の場合や、新規契約をしたことなどにより生命保険料控除証明書の到達が遅れた場合など、一旦年末調整を行ったものの、翌年に年末調整をやり直すケースが生じることがある。給与支払者の負担を軽減するため、年末調整は翌年1月末までに行うものとすべきである。併せて、納期特例の納付期限を2月10日とすべきである。

##### **② 所得税の申告期間等**

年末調整の実施時期等を1ヶ月後ろにずらす場合には、源泉徴収票や法定調書を必要とする所得税の確定申告に影響が及ぶことから、確定申告期間についても見直しが必要である。加えて、近年、マイナポータルを活用した所得税確定申告事務のデジタル化の動きが加速している。しかし、年末の医療費情報やふるさと納税に係る寄附金受領証明書などについては、現行の確定申告期限では、その間にマイナポータルに格納されるケースがあり、せっかくの情報が活用されない結果となることがある。

したがって、所得税の確定申告期限についても、消費税と同じ3月31日までとすべきである。

#### **(5) 年末調整制度について、年末調整手続き後に、扶養是正の行政指導がなされた場合に、当該従業員本人が確定申告によって是正を行うこと (所法 190 他)**

**(継続)**

(理由及び意見)

年末調整事務においては、給与等の支払者が、従業員から提出された扶養控除等申告書の内容に基づいて従業員の所得税額を計算し、納税を行う。しかし後日従業員の扶養親族等の所得超過が判明した場合等には、給与等の支払者に対して「扶養是正」の通知が届き、給与等の支払者が年末調整のやり直しを行い追徴分の所得税を立替納付することとなる。

このように、雇用主が従業員から提出された資料に基づき正しく処理をしたにもかかわらず、一時的ではあるが追徴を受け、その後の精算事務の負担を負うこ

とになるのは不合理であるため、扶養是正があった場合には、従業員本人が、確定申告の義務を負う制度に改めるべきである。

#### **(6) 医療費控除を廃止又は大幅に縮減すること（所法 73）（継続）**

（理由及び意見）

医療費については、健康保険制度内で手当てされるべきである。高額医療費制度が存在することから医療費控除が発生するケースにおいては健康保険制度の対象とならない自由診療によることが多々見られる。医療費の支出に伴う担税力の減少を反映するという医療費控除の本来の目的からいえば、高額な自由診療を受けることを自ら選択した者ではなく、自由診療を受けることができない低中所得者が対象となるべきである。

また、所得控除の性質として所得税率の高いものほど恩恵を受けることができることや、そもそも所得税が発生しない低所得者にとっては恩恵を全く受けることができないことから、本当に医療費が重荷となっている納税者の助けになっているのか疑問である。

令和 7 年から、基礎控除額が引き上げられ、医療費控除の恩恵が、より高所得層に偏る傾向にある。医療費控除は、廃止又はその控除の対象を制限し、もしくは限度額を引き下げる等大幅な縮減が必要である。

#### **(7) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること（所法 2①三十四の二、三十四の三、所法 84、平成 22 年度所得税法等改正法附則 5）（継続）**

（理由及び意見）

児童手当等の給付は、社会保障制度の一つとしての子育て支援が目的である。一方、所得（扶養）控除制度は、所得税法上の制度であり、社会保障制度が改正されたからといって廃止すべきものではない。少子化傾向の我が国にとって、すべての子育て世代への支援は必須であり、年少扶養控除を復活させ、安心して子供を産める社会にすることに助力すべきである。したがって、年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきである。

**(8) 控除対象扶養親族については、扶養親族のうち、その年の翌年4月1日現在の年齢が16歳以上の者とし、特定扶養親族については、控除対象扶養親族のうち、その年の翌年4月1日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者とする**こと（所法2①三十四の二・三、84）（**継続**）

（理由及び意見）

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上、特定扶養親族は、19歳以上23歳未満と  
その年の12月31日現在の年齢で判定している。しかし、暦年で区分すると、1月  
2日から4月1日生まれの場合、高校1年生では、扶養控除の対象とならない。さ  
らに、大学1年生では特定扶養とならず、特定扶養となる最後の年は、大学を卒業  
して就職すると扶養から外れ、特定扶養控除及び特定親族特別控除が1年分受けら  
れなくなる不公平が生じる。

**(9) 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認め**  
**ること**（所法69、措法31、32）（**継続**）

（理由及び意見）

法人の不動産の譲渡損失はその法人の他の利益と通算され、繰越控除が認めら  
れる。また、個人の所有期間5年超の居住用資産の譲渡損失も損益通算及び繰越  
控除（以下「損益通算等」という）が一定の要件の下認められている。一方、個人  
事業者の業務用不動産に係る譲渡損失については、損益通算等が認められていな  
い。

法人・個人間の所得課税及び居住用財産との中立性の確保並びに譲渡損失が生  
じた場合の担税力の観点から、取得価額の引継ぎを利用した含み損失の贈与や業  
務転用等による租税回避を防止するために一定期間の業務継続性の要件等を設け  
たうえで、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、  
損益通算等を認めるべきである。

**(10) 土地建物の譲渡所得の計算における5%概算取得費の見直しをすること**  
**（所法38、60、61、措法31の4①）**（**継続**）

（理由及び意見）

現在、土地建物を譲渡した場合には、その申告において取得費を証明するため  
に売買契約書及びその金額を記載した領収書を添付することになっている。しか  
し、土地建物は相続で取得するケースも多いため、その保有期間が長期間に渡る  
ことが一般的である。そのため、これらの証憑書類が紛失していることも少なく  
ないため、譲渡所得の計算上、措置法第31条の4により譲渡収入金額の5%相  
当額を概算取得費とすることができるとされている。

しかし、この方法によると実際の譲渡益とは大きく乖離していると言わざるを

得ない。このように証憑書類がないために所得税が過大に課されることは適正な課税とは言えないと考える。そこで、どうしても取得費の推計が困難である場合において概算取得費を用いる場合には、土地の概算取得費算定上の率に関しては、5%から引き上げること、また建物の概算取得費算定上の率に関しても、最高適用率を5%から引き上げるとともに、減価の観点から、保有期間に応じた逓減率（最低5%）を採用すべきである。

**(11) 被相続人の居住用財産を譲渡したときの特別控除の特例（空き家譲渡の特例という）について、夫婦共に老人ホーム等に入居した後に亡くなった場合も適用対象とすること（措法35③、⑤三）（新規）**

（理由及び意見）

被相続人が要介護認定を受けて介護施設等に入居後に亡くなった事案について、空き家譲渡の特例を適用する場合には、介護施設への入居直前に被相続人以外に居住していた者がいなかったことがその要件の一つとされている。昨今は夫婦共に老人ホーム等に入居しているという事例も珍しくないが、このような場合には要件を満たさず空き家譲渡の特例を受けられない場合があるのは不合理である。

夫婦以外に居住していた者がいない場合に、夫婦共に要介護状態となり介護施設等に入居し、その後自宅に居住することなく亡くなった場合にも適用できるように、要件を緩和すべきである。

**【例1】**

夫婦2人だけで居住していた家屋とその敷地を所有していた夫が、要介護状態となり、先に介護施設に入所、続いて妻が同様に介護施設に入所し、その後に夫が亡くなった場合には、夫が介護施設に入所する直前には妻がその家屋に居住していたことから、要件を満たさずこの特例を受けることができない。ここで、その居住用家屋等を妻が相続しその後に妻が亡くなったときにも、妻は、自分が所有している期間にその家屋に居住していなかったため、要件を満たさず、この特例の適用はない。

**【例2】**

夫婦が2人だけで居住していた家屋とその敷地を所有していた夫が、要介護状態となり、妻が老々介護で面倒を見ていたが、その妻も要介護となって、夫婦同日に介護施設に入所し、その後に夫が亡くなった場合、入所直前に被相続人以外に居住していた者がいないという要件に当てはまらず、この特例の適用はないと思われる。

## **(12) 事業に専従する親族への適正対価は、必要経費として認めること**

**(所法2①三十三、56、57) (継続)**

(理由及び意見)

青色専従者の労働の実態は、一般の給与所得者と変わらないことが多い。適切に経理処理が行われ、対価の額も合理的であることを前提として、配偶者(特別)控除の要件に合うのであれば控除対象とするべきである。また、生計を一にする親族に支払う対価(給与・賃金)であっても、適正契約に基づき金額、支払方法、従事時間の把握が正しく行われており、記帳が適正に行われている場合には、事業等の必要経費として認めるべきである。法人税では同族会社であっても親族に対する対価の支払いは損金算入が認められており、法人、個人の課税の公平の観点からも必要経費として認められるべきである。

## **2 相続税法関係**

### **(1) 相続税・贈与税申告における非上場株式等の課税特例として、80%評価減制度を創設すること(措法70の2、70の5、70の6、70の7) (継続)**

(理由及び意見)

現行の事業承継税制は改正を重ねて拡充されてきてはいるものの、平成30年度改正の内容をもってしてもなお、手続きが煩雑であるだけでなく、あくまでも「納税猶予」制度であることから承継者は常にプレッシャーを受け続けることとなる。

また、株式の贈与により事業を承継し、当該税制を利用した事業承継者は、贈与者である先代が亡くなった時に、その事業承継者が先代の相続人であるか否かにかかわらず、先代の親族(相続人)と共に相続税の申告をしなければならない。この為、特に親族外承継の利用が進まないのが現状である。

当該税制の内、制限が少なく税制優遇の高い特例措置は、令和9年3月31日に適用期限を迎え、期限後は一般措置のみとなる。したがって、将来的に税制面から事業承継に尻込みする承継者が、現状より増加することも否めない。

そこで、いわゆる「小規模宅地等の特例」のように、シンプルに非上場株式の80%評価減制度を導入することで、承継者の負担を軽減し、円滑な事業継続を可能とするべきである。適用対象となる会社は現行制度(中小企業者要件、従業員要件、資産管理会社非該当要件、非上場会社等要件、風俗営業会社非該当要件、円滑な事業運営要件など)を踏襲し、その確認期間は5年間とする。当該要件については、事業承継対象法人の法人税の申告書の内容をもって所轄税務署が確認を行う方法が望ましい。5年以内に要件を満たさなくなった場合には評価減が無効となり、80%分の相続税又は贈与税(当初に申告した税目)を追加で納税できるよう制度を構築すべきである。なお、この場合、他の相続人に影響が生じないよう承継者のみで納税が完結する仕組みが望ましい。贈与時に評価減制度を適用した場

合に限り相続税の持ち戻し加算は免除すると共に、相続時に評価減制度を適用した場合であっても他の相続人に影響が生じないような課税の特例を設けることも検討すべきである。

**(2) 障害者控除の扶養義務者からの控除については任意適用(障害者控除対象者の同意を必要とする事を申告要件) とすること**

**(相法 19 の 4 ③ [19 の 3 の読み替え規定] ) (新規)**

(理由及び意見)

相続税の障害者控除は、相続人である一般又は特別障害者が、相続又は遺贈により財産を取得した場合に、算出された相続税額から 10 万円（特別障害者の場合には 20 万円）にその者が 85 歳に達するまでの年数を乗じて算出した金額を控除した金額をもってその納付すべき相続税額とするものであるが、その控除する金額が、その障害者本人の算出税額から控除しきれない場合には、その障害者の扶養義務者の納税額から控除し、控除後の残額をもってその扶養義務者の納税額とする制度である。

ただしその障害者が、その者又はその扶養義務者につきこの規定による控除を既に受けている場合には、その既に受けた金額を控除した残額しか控除を受けられない。

障害者本人の、生活を支えるために設けられた規定であるはずなのに、扶養義務者ということで、兄弟にその控除を使われてしまって、障害者本人にとっての負担軽減にならないこともある。障害者控除を障害者本人のために使えるよう、扶養義務者からの控除について任意適用とすべきである。

**(3) 2割加算の対象から、法定相続人である兄弟姉妹とその代襲相続人を外すこと (相法 18) (継続)**

(理由及び意見)

相続税の 2 割加算が制定されたのは、昭和 33 年であり、配偶者及び第 1 親等以外の者が相続するのは、偶然性が高いため相続税の負担を加重するのが適当であるとされたことによる。

しかし現在では、少子高齢化の影響もあり、配偶者や一親等の血族がいない相続が増加し、兄弟姉妹が財産を相続することが偶然性が高いことではなくなってきている。

したがって、2 割加算の対象から、法定相続人である兄弟姉妹とその代襲相続人を外すべきである。

#### **(4) 法定耐用年数を経過した家屋の評価減を設けること**

**(相法 22、財基通 1、89) (継続)**

(理由及び意見)

現行の家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額に 1.0 倍をした金額となっている。固定資産税評価額は法定耐用年数を経過したものであっても、「最終残価率」が再建築価格の 20%と設定されているため、これを下回る評価額とはならない。

固定資産税評価額に不服がある場合には審査の申出が可能であるが、これは固定資産税の課税のための制度であり、相続という偶発的な場合にはなじまない。

そこで、耐用年数を経過した家屋については、経過年数に応じた(5年単位など)減額措置を設けるべきである。

#### **(5) 相続税法第 49 条第 1 項の規定に基づく開示請求書では、開示請求者は開示対象者から除外されているため、開示請求者も開示対象者に含めることを可能とすること、及び開示内容を見直すこと (相法 49①) (継続)**

(理由及び意見)

相続人全員の開示請求を行う場合、開示請求者については開示対象者とならないため、開示請求者本人分の取得のために他の相続人が改めて開示請求者となり開示請求をするか、もしくは、請求者は自らの贈与時期や贈与財産を確認するには、申告書等閲覧サービスや個人情報開示請求という手続きをする必要がある。

相続時精算課税の制度は、平成 15 年 1 月から開始し、開始から 20 年以上が経過し、相続人の中には書類の紛失や適用の失念などを行っている場合も考えられる。開示請求者も開示対象者に含めることで、提出回数が削減され、トラブルの防止や適正な申告に繋がる。さらに、開示請求後回答までに最長で 2 か月必要となる場合もあり、1 回の請求で完結させることで、手続きの簡略化を行うべきである。

また、現制度における開示書の様式は、開示対象者全員の相続開始前 3 年内の贈与、および相続時精算課税適用分の金額が合計額で開示される。相続税申告書の作成においては相続人各人の当該金額の明細が必要であることから、開示対象者各人における当該金額を開示できるように変更するべきである。

#### **(6) 贈与財産の加算制度の適用を受けたものについても、配偶者の税額軽減の適用を認めること (相法 19 の 2) (継続)**

(理由及び意見)

相続税の配偶者の税額軽減については、相続によって財産を取得したものについて適用されるため、贈与により取得した財産について、贈与税額の加算を受けた場合に、配偶者の税額軽減の適用ができないのは不公平である。

### **(7) 相続開始前の贈与加算について各年基礎控除範囲内の贈与分を除くこと**

**(相法 19) (継続)**

(理由及び意見)

令和 5 年度改正で相続開始前の贈与加算期間が 7 年に延長されたことにより、贈与の管理の負担が増える。また、相続時精算課税制度においても基礎控除分は加算の対象外となることから制度間の負担の公平性を図るためにも基礎控除部分の贈与加算は除くべきである。

### **(8) 事業承継税制の猶予免除規定に、「(特例) 経営承継期間後、15 年間保有し、かつ事業を継続していた場合には猶予されている税額を全て免除する」という規定を追加すること (措法 70 の 7) (新規)**

(理由及び意見)

納税猶予の法定期日がなく、若いうちに承継した後継者の場合には何十年も猶予を受けることとなり、手続きの失念等で贈与税及び相続税の全額に加え利子税が課税されるリスクを管理することが難しい。

事業の継続を支援するための税制であるのに、この特例の適用を受け長い期間、経営者としていればいるほど逆にハイリスクである。経済状況の激しい現代において、15 年以上経営を維持することは容易ではない。事業を一定期間継続できた暁には納税が全額免除される制度の方が、この制度を活用する中小企業者は増えるのではないかと期待ができる。

## **3 法人税法関係**

### **(1) 役員給与損金算入規定等について見直すこと (法法 34) (継続)**

(理由及び意見)

役員給与は職務執行の対価であるから、法人税法第 22 条により原則として損金の額に算入され、恣意性のあるもの等の課税上弊害があるものについてのみ損金の額に算入しないのが本来の姿であると考えられる。したがって、損金不算入とする役員給与を明示した上で、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、不相当に高額なものを除き原則として損金の額に算入すべきである。

### **(2) 受取配当金等は全額益金不算入にすること (法法 23) (継続)**

(理由及び意見)

平成 27 年度税制改正で、法人税率引下げの財源確保のため、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられたが、株主としての地位に基づいて配分される剰余金については、支払法人側で損金算入されない。こ

れが受取法人側で課税されてしまうと、同一の利益に対して二重に課税することになる。受取配当等の益金不算入制度は、二重課税を排除する趣旨で設けられているものであることから、「完全子法人株式等及び関連法人株式等」以外の株式等に係る受取配当等についても全額を益金不算入とすべきである。

### **(3) 設立初年度の役員報酬の決定時期を柔軟にすること**

**(法法 34①一、法令 69) (新規)**

(理由及び意見)

現行の法人税法においては、定期同額給与の要件を満たすためには、役員報酬を「原則として事業年度開始から3か月以内」に定め、かつ同額で支給する必要があるとされる。しかし、法人設立初年度においては、事業計画や資金繰りがまだ安定しておらず、短期間で適切な役員報酬額を見極めることは非常に困難である。特に中小企業やスタートアップ企業においては、設立当初の収益見通しが不確定であることが多く、実情に即した柔軟な対応が求められる。資金的余裕がない中で早期に報酬額を固定することは、過大な報酬設定リスクや事業継続への負担につながりかねず、税務上の損金算入の可否という点でも実態と制度との乖離が生じている。法人設立初年度に限っては、定期同額給与の決定時期を一定の条件下で柔軟に認める特例を設けるなど、現実的かつ公平な制度運用が望まれる。これにより、事業開始時の負担を軽減し、起業・創業の促進につなげることができる。

## **4 消費税法関係**

### **(1) 消費税の非課税となる取引の範囲を見直すこと**

**(消法 6、別表 2、別表 2 の 2) (継続)**

(理由及び意見)

消費税では、消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から、非課税取引が定められている。当該非課税取引について、非課税売上に対応する課税仕入れについては仕入税額控除をすることができないことから、取引過程において価格形成の歪みを生じさせる。また、度重なる税制改正により複雑化し、税制の基本理念である簡素からかけ離れてしまっている。

したがって、社会政策的配慮から定められた非課税取引については、個別にその妥当性を検討して、非課税取引の範囲を見直し、重要性及び妥当性が高い取引のみを選定すべきである。

## **(2) 軽減税率制度を廃止し、単一税率制度とすること**

**(消法 9、消法 29) (継続)**

(理由及び意見)

消費税の軽減税率制度は、低所得者に配慮する観点から導入され、逆進性の緩和を目的としている。

しかし、複数税率の取引が混在することは、事業者の事務手続きを煩雑にし、混乱を招く問題がある。また、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞」に限った軽減税率制度では、消費税の逆進性を解消するには不十分である。

したがって軽減税率制度は廃止し、一律 10%の単一税率制度とすべきである。

## **(3) 適格請求書発行事業者の登録を取りやめたい場合には、登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとすべきである。括弧書き「15 日前の日」という文言を削除すること (消法 57 の 2 ⑩一) (継続)**

(理由及び意見)

適格請求書発行事業者の登録を取りやめたい場合の届出について、登録取消届出書とその提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して 15 日前の日の前日までに提出するルールだと、他の届出書の提出期限との違いにより、不合理な間違いを誘発しかねない。

そこで、他の申請書等と同様にその提出のあった日の属する課税期間の末日までに提出すれば、翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとすべきである。

## **(4) 適格請求書等の保存を要しない課税仕入れの範囲を 3 万円未満とすること**

**(消法 2①十四、9、29、30⑦) (継続)**

(理由及び意見)

消費税において仕入税額控除の要件として適格請求書等の保存を求めることは、課税の適正性を確保する観点から合理的である。しかし、旧請求書等保存方式においては、3 万円未満の課税仕入れについて帳簿保存のみを認める取扱いが長年定着しており、少額かつ反復的な取引について事務負担の軽減を図る実務上の合理性が認められてきた。現行制度では、税込 1 万円未満かつ基準期間課税売上高 1 億円以下の事業者等に限った少額特例にとどまり、制度の複雑化や実務の不安定さを招いている。少額取引は不正リスクも限定的であることから、3 万円未満の課税仕入れについて帳簿保存方式を制度上明確に位置付けることで、制度の簡索性と中立性を

確保すべきである。

#### **(5) 消費税の準確定申告の申告期限に宥恕規定を設けること**

**(消法 45) (継続)**

(理由及び意見)

準確定申告の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内であるが、相続人等が国外など遠隔地に居住することも珍しくなくなっているのが現状であり、申告期限までに申告納税を行うことが困難となる場合が増加している。申告期限までに申告納税ができない一定の理由がある場合には、準確定申告の期限を相続開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内まで延長できる規定を設けるべきである。

また、この場合において、被相続人の事業を引き継いだ相続人の相続開始があった年分の消費税の確定申告期限を翌年3月31日と相続税の申告期限のいずれか遅い日とする特例を設けるべきである。

### **5 その他の国税関係**

#### **(1) 印紙税を廃止すること (印紙税法全文) (継続)**

(理由及び意見)

印紙税は、特定文書の作成行為に対して課税されるものである。電子商取引が普及し、電子決済が進んでいる今日において、紙の文書には課税し、電子文書には課税しないのは、不公平であるので廃止すべきである。

#### **(2) 相続及び贈与による土地及び建物の所有権移転登記に係る登録免許税を軽減すること (登録免許税法9、別表1、措法72~75) (継続)**

(理由及び意見)

相続等における登記が義務化されたこともあり、親族間の不動産の相続等に課される登録免許税を軽減すべきである。特に、夫婦の間で居住用不動産を贈与したときの配偶者控除の特例があり、これは将来残される配偶者の生活保障の意図で居住用不動産の贈与が行われる実情に対応するための制度となっているが、贈与に課税される登録免許税が1000分の20となることから特例適用の障壁となっている。そのような実情を鑑みるに夫婦間の居住用の不動産の贈与に課される登録免許税は配偶者居住権の設定登記と同様の1000分の2とすべきである。

## 6 地方税法関係

- (1) 償却資産に対する固定資産税について、事業用と家事用とで共用している資産に対しては事業専用割合を考慮し、その使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すること**

**(地法 349 の 2、固定資産評価基準第 3 章第 1 節一) (継続)**

(理由及び意見)

償却資産に対する固定資産税は、土地及び建物以外の資産のうち非事業用資産(家事用資産)については課税されない。それに対し、事業用と家事用とで共用している資産については、事業専用割合は考慮されず、割合が高くても低くても同額の課税標準となり、事業専用割合に関わらず同額課税されることは不合理であり不公平であるため、使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すべきである。

- (2) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式について、資本金等が 1 億円以下の中小法人については、収入割課税を適用除外とし、所得割課税のみにすること**

**(地法 72 の 2、72 の 12) (継続)**

(理由及び意見)

令和 2 年度税制改正において、電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われ、資本金の額等が 1 億円以下の法人においては、収入割額及び所得割額の合算額によって、事業税を課することとされた。当該改正により、事務手続きが相当程度煩雑になり、中小企業にとって負担増となっている。そもそも収入割課税は本来、大規模電気供給業等での適用を想定していることから、資本金等が 1 億円以下の中小法人においては、事業税の課税方式について、収入割課税を適用除外とし、所得割課税のみにすべきである。

- (3) 家屋の評価方法を見直し、実態に即した固定資産税評価額とすること**

**(地法 349 他) (継続)**

(理由及び意見)

家屋の評価方法は、再建築費を基準として、経年減点補正率等による調整が行われ、原則 3 年ごとに見直しが行われているが、実際の取引価額とはかけ離れた評価額となっている場合が散見される。一律に決められている経年減点補正率の下限を 20% から 10% に引下げを行うなど、建築から相当年数経過した老朽家屋については、実態に即した評価とすべく、評価方法を見直すべきである。

#### **(4) 外形標準課税を引き続き中小法人に導入しないこと (地法 72 の 2) (継続)**

(理由及び意見)

経営基盤の脆弱な中小企業に対し、利益計上の有無にかかわらず課税することは、当該企業の経営を圧迫し、企業の存続、雇用継続に大きな影響を及ぼすこととなるため、外形標準課税を中小法人に導入すべきではない。

#### **(5) 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること**

**(地法 39) (継続)**

(理由及び意見)

前年の所得を課税標準として翌年 1 月 1 日を賦課期日とする現行の前年所得課税では、1 月 1 日に死亡又は出国した場合、国内で稼得された最後の年の所得に対して、個人住民税は原則として課税されない。

このうち、出国は、死亡とは異なり、本人の意思により何度でも、賦課期日(1 月 1 日)に出国した状態(日本国に存在しない)を創出することが可能である。

このような住民税に係る租税回避を避けるために、出国する場合には、出国日を賦課期日とする特例、例えば、国税における準確定申告のような制度を設けるなど、出国年に係る所得にも個人住民税を課税する方法を検討すべきである。

#### **(6) 個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるとともに、課税対象事業の範囲を見直し税率の一本化を図ること**

**(地法 72 の 49 の 14、72 の 49 の 17、72 の 2) (継続)**

(理由及び意見)

個人事業税の事業主控除 290 万円は、平成 11 年に 270 万円から 20 万円引上げられ 290 万円となったが、この 20 年以上引上げがなされていない。個人の事業所得には勤労性所得が含まれており、法人事業税とのバランスを考慮し、事業主の給与分には事業税を課さないことを目的とするものである。国税庁が発表した令和 6 年の民間給与実態の調査から踏まえても、400 万円程度に引上げるべきである。また、課税の公平の見地から、広く一定の個人事業主に負担を求めるべきであり、すべての事業を課税客体とし、税率を一本化すべきである。

#### **(7) 償却資産税について、国税と同様に 1 円までの償却を行うこと**

**(固定資産評価基準 3 章 1 節十) (新規)**

(理由及び意見)

所得税、法人税において、減価償却資産の償却可能額は 1 円まで引き下げられている。これに対して、償却資産税の課税価額は、依然として、取得費の 5%が課税最低限となっている。所得税、法人税で、帳簿価額が 1 円となっているためその資

産を除却するのを失念していたり、少額特例資産の除却を失念して、延々と償却資産税が課税され続ける可能性もある。

償却資産税についても、課税最低限を国税と同様に1円とすべきである。

## 7 所得税法・法人税法共通関係

### (1) 「電話加入権」を減価償却資産とし、減価償却の対象とするか、評価減を認めること

(**法法2二十二、二十三、所法二十八、十九、所令5、6、法令12、13**) (継続)

(理由及び意見)

電話加入権は、無形固定資産とされるが、減価償却資産の範囲に含まれない。したがって、減価償却の対象とはならず、また、その評価減も認められていない。しかしながら、現在は、電話加入権を購入しなくとも固定回線を開通することができること、また、相続税評価額においても令和3年1月1日以降の課税時期から一括評価の家庭用動産に含める取扱いとなっていることなどを考慮すると、当初の取得価額を貸借対照表に記載することは現状にそぐわないため、電話加入権についても減価償却の対象とするか、又は評価減を認めるべきである。

### (2) 中小企業向け賃上げ促進税制については税額控除額の上限(調整前法人税額の20%)を引き上げること(措法10の5の4、措法42の12の5) (継続)

(理由及び意見)

令和6年度税制改正により、中小企業者等の積極的な賃上げを促すため、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額を5年間繰り越すことが可能となった。しかし、中小企業者等税額控除限度額は、調整前法人税額又は調整前所得税額の100分の20を上限としたまま変更されていない。また、繰り越した額を実際に税額控除するには、その事業年度における雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を上回っている必要があり、その事業年度における税額控除を実施した後に繰越税額控除が可能となるため、賃上げ余力の乏しい中小企業者等が社会的要請に応じて積極的に賃上げをしたとしても、繰越控除措置による恩恵は大きくなく、十分なインセンティブとはならない。したがって、中小企業者等税額控除限度額の上限を100分の40に引き上げることで、賃上げしたその事業年度において、中小企業者等に十分な恩恵と明確なインセンティブを与えるべきである。

### (3) 社会保険診療報酬の所得の計算の特例を廃止すること

(措法26、67) (新規)

(理由及び意見)

社会に欠かすことのできない医療サービスを安定的に供給するため、小規模医療機関の事務負担軽減と経営の安定化を目的として昭和29年に創設された特例であるが、現在ではパソコン会計や電子申告の普及により、事務負担軽減の必要性は大きく低下

している。また、社会保険診療報酬に限り実額計算を行わない合理的理由も見当たらず、会計検査院の報告でも特例の公平性に疑義が指摘されている。制度創設時の趣旨が失われつつある現状を踏まえ、当該特例は廃止を含めた抜本的見直しを行うべきである。

## 8 国際課税関係

### (1) 外国籍の居住者・永住者用源泉徴収票の記載内容を統一すること

(所法 226、所規 93①一のロ) (継続)

(理由及び意見)

名称の表記についてカナ表記や英字表記等統一がされていないことから、確定申告書記載の名義と金融機関に届け出た口座名義との「口座名義相違」に起因する還付金振込処理不能等の問題が発生する可能性がある。確定申告書等に記載する住所氏名等については、在留カード・マイナンバーカードに統一すべきである。

### (2) 地方法人税における外国税額控除について、法人税及び法人税割と同様に、控除限度超過額及び控除余裕額の繰越控除を認めること

(法法 69②、地方法人税法 12) (新規)

(理由及び意見)

地方法人税は法人税を課税標準とし、全世界所得を対象に課される税目であることから、国際的な二重課税を排除する観点で外国税額控除の適用が認められている。しかし、法人税法第 69 条においては控除限度超過額及び控除余裕額の繰越控除が規定されているのに対し、地方法人税法には同様の規定が存在しないため、前事業年度から繰り越された外国税額が、地方法人税から控除を受けられず控除額が少なくなってしまう可能性がある。その結果、同一所得に対する二重課税が実質的に解消されないケースも見られ、制度趣旨と整合しない。地方法人税のみ繰越控除を認めない合理的理由は乏しく、制度的均衡の観点からも繰越控除を認めるべきである。

## (ii) 納税環境整備に関する意見内容 - 8項目

### (1) 国税に関する納付書（国税の納付書、所得税徴収高計算書等）が国税庁HP等からダウンロードできるようにすること（通則34）（継続）

（理由及び意見）

キャッシュレス納付の促進だけに偏らず、現金納付の利便性を向上するために国税庁HPやe-Taxにおいて記載誤りを回避する納付書が作成可能となるシステムなど、シンプルでスマートな納税環境の実現を図るべきである。

納税者及び行政の双方にとり事務負担が軽減される仕組み作りも歳出削減の一因と考えられる。

### (2) 税理士試験の受験資格を完全に撤廃すること（税理士法5）（継続）

（理由及び意見）

令和7年度税理士試験の受験申込者数は45,517名となっている。これは過去20年間で最も受験申込者数が多かった平成17年度税理士試験の受験申込者数67,858名に比べ、32.9%もの大幅な減少である。

司法試験予備試験、公認会計士試験、司法書士試験、弁理士試験、不動産鑑定士試験といった主要な難関資格試験が相次いで受験資格を撤廃する中で、税理士試験が受験資格を堅持し続けることは、未来の税理士会を担う優位な人物の確保という点で他士業に大きな遅れを取りかねない。よって税理士試験の受験資格の完全撤廃を要望する。

### (3) 税理士法を改正し、輸入消費税の税務折衝を認めること（税理士法2）

（継続）

（理由及び意見）

税理士法で税理士が関与できる税目の中に、関税（輸入消費税）が含まれていない。税関当局もこの税理士法のしほりに基づき税務折衝ができない旨自認している。しかし、資格がある通関士は独立開業を法律で許されていないため、税関と税務折衝できる専門家が不存在となっている。実態は、税関の調査当局も税理士の同席を求めるのが現状である。したがって、輸入消費税の税務折衝を税理士法で認め条文を追加すべきである。

### (4) 申告書等閲覧サービスに関して、手続きの簡略化を進めるとともに、申告書等のコピーも認めること

（申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針））（継続）

（理由及び意見）

令和元年9月1日から事務運営指針「申告書等閲覧サービスの実施について」

の改正に基づき、閲覧時の写真撮影が認められた。しかしながら、委任状に撮影を希望する旨の記載が必要とされ、撮影時には、窓口担当者の同席や写真の確認などの手間が発生している。については、コピーを認めることで窓口担当者の立会コスト等の行政コストの削減及び事務効率の向上、納税者の利便性の向上に務めるべきである。

**(5) e-Taxによる納税者の税務届出書に関する提出状況を閲覧可能とすること、また、開示請求権を創設すること（継続）**

（理由及び意見）

現状、納税者が過去に届け出た届出情報を課税当局側のみ保有しており、納税者は自己の届出書提出状況を自分で容易に確認できない。開示請求をすれば閲覧可能ではあるが、自己の提出状況について開示請求をすべての税目、届出について行うのは現実的ではない。その結果、消費税の届出書提出状況、贈与税の申告状況など開示されれば避けることができるはずの事故が絶えない。これをe-Tax申請することで自己の提出状況が即開示されるよう改正すべきである。

**(6) 申告書のほか、更正の請求書についても書面添付できるようにすること（税理士法33の2）（継続）**

（理由及び意見）

更正の請求書には参考資料の添付も多くなることから、更正の請求に至った事情や、税理士の確認事項について積極的に説明することにより、税務行政においても、迅速な処理に貢献することができる。

**(7) ダイレクト納付の届出を電子申告でできるようにすること（新規）**

（理由及び意見）

個人は電子申告で届出書を提出できるのに、法人は書面でしか提出ができないので効率が悪いため、改善すべきである。

**(8) 地方税の申告納付における、すべての申告書・納付書を全自治体で統一する「地方統一様式」を導入すること（継続）**

（理由及び意見）

全国一律の様式に変更することで、納税者側・地方自治体側双方での事務処理の簡素化を図られるため「地方統一様式」を導入すべきである。

ご協力をお願い

調査研究部では、会員各位からの税制改正に関する貴重なご意見を募集しております。ご所属の県連宛てにご提出ください。どうぞよろしく  
お願いいたします。

令和 8 年 3 月 31 日

作成担当

関東信越税理士会 調査研究部

部	長	荒	木	雅	江	(土浦支部)			
副	部	長	齋	藤	次	郎(宇都宮支部)			
		〃	光	山	武	志(伊勢崎支部)			
委	員	大	山	文	彦	(竜ヶ崎支部)			
		〃	菅	野	宰	子(大宮支部)			
		〃	塚	本	由	美子(新潟支部)			
		〃	太	田	良	夫(松本支部)			
担	当	副	会	長	小	野	恭	利(川越支部)	
担	当	専	務	理	事	植	野	正	子(浦和支部)